

広島県告示第八百六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年十二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県広島市南区南大河町、同区北大河町、同区山城町、同区西霞町及び同区丹那町地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規	
山城町一〇（一六〇）	急傾斜地の崩壊	山城町一〇（一六〇）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法規の施行に定める事項	
山城町四（一六一）	急傾斜地の崩壊	山城町四（一六一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法規の施行に定める事項	
山城町四（一六一）	急傾斜地の崩壊	山城町四（一六一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法規の施行に定める事項	
南大河町一三（一六二）	急傾斜地の崩壊	南大河町一三（一六二）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法規の施行に定める事項	
南大河町一（一六三）	急傾斜地の崩壊	南大河町一（一六三）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法規の施行に定める事項	
北大河町（一六五）	急傾斜地の崩壊	北大河町（一六五）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法規の施行に定める事項	
西霞町二二（一六六）	急傾斜地の崩壊	西霞町二二（一六六）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法規の施行に定める事項	
西霞町二四（二〇七）	急傾斜地の崩壊	西霞町二四（二〇七）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法規の施行に定める事項	
南大河町一五（二一六）	急傾斜地の崩壊	南大河町一五（二一六）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法規の施行に定める事項	
南大河町一（二一）	急傾斜地の崩壊	南大河町一（二一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法規の施行に定める事項	

南大河町一 五(二一六 ―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	南大河町一 五(二一六 ―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
山城町一二 (四四七六 ―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	山城町一二 (四四七六 ―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
南大河町一 一(四四七 八―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	南大河町一 一(四四七 八―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
南大河町一 九(五五一 四―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	南大河町一 九(五五一 四―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。